

No.	募集要項	質問内容	回答
1	2(4)	同じ物件で、2法人以上が申請は可能か。 1物件、1法人のみの申請か。	複数の事業者が、同じ物件での小規模保育事業開設を想定した提案を行うことは可能です。
2	2(4)	1法人で、2施設以上の複数申請は可能か。(岩津区域で1物件、中央区域で1物件等)	1事業者が複数施設の提案を行うことは可能です。ただし、募集施設数を超える提案は不可とします。
3	2(4)	2施設以上で申請する場合、共通する提出資料は割愛して良いか。	1事業者で複数施設の提案を行う場合、提案書は施設毎に綴って提出してください。そのうち、様式4～6(添付書類含む)は、いずれか一つの施設綴りに添付する形で差し支えありません。
4	3(3)ウ	「直近2年間の会計年度において、債務超過になっていないこと。」とあるが、2年間のうち債務超過である会計年度が1度でもあれば応募資格を満たさないのか。	原則としてご質問のとおりですが、一時的な債務超過にすぎないなど当該法人の安定的な経営が見込まれる場合は、一時的な債務超過であることがわかる書類を添付してください。当該債務超過が一時的なものであり、且つ直近の会計年度において債務超過でない場合については、経済的基礎があるものと判断し、公募要件を満たすものとします。 また、本回答内容を募集要項に反映させます。
5	3(3)	本法人はグループ内で債務保証や資金融通を行っており、経済的基礎についてはグループ内で担保しているため、グループ全体で経済的基礎を判断されるのか。	原則として当該法人単体の個別決算でみますが、当該法人を含む企業グループ全体で判断すべき場合は、グループ全体での経理的基礎を担保することがわかる書類(連結決算書類等)を添付してください。 また、本回答内容を募集要項に反映させます。
6	4(1)	運営について(1)開所時間について岡崎市保育区分は保育短時間、保育標準時間1、保育標準時間2の三種類があり、各園のHPでも開所時間午前7時から午後7時までと設定されているため、園児が不在でもその時間帯は開所の義務があるか。 また、公立園は開所時間が短く設定しているところもあるが、私立はすべて原則19時までか。具体的な内容(保育体制・保育士配置)も教えてほしい。	提案書作成においては、7時から19時まで園児がいることを想定して記載してください(延長保育の利用園児数も各社にて想定してください)。実際の運営時に延長保育の申込等がなく園児不在の時間がある場合は、保育義務は課さず、開所は願います見込です。 「保育体制」等は審査項目の一つであるため、回答を差し控えます。
7	4(1)	リトミックの特別保育として、利用者から利用料を徴収することは可能でしょうか。	市が規定する保育料以外の利用料等を徴収することは可能です。ただし、その場合は実施前に市との協議が必要です。
8	4(6)	保育士の配置人数について、岡崎市独自の配置基準はあるか。	「岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」を参照ください。
9	4(13)ウ	一時預かり事業について。実施に当たっての運営費等の額などについてはどのように規定されているか。また規定がない場合は応募申請において提案を実施しても良いか。	岡崎市保育課で実施する一時預かり事業は市HP(https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1104/1132/p005002.html)をご覧ください。 「運営費等」については、地域子ども・子育て支援事業と位置づけ、子ども・子育て支援交付金を交付する予定です。実施する場合は、提案書に記載をお願いいたします。
10	4(13)ウ	一時預かり事業を実施する場合、専用スペースは必要か。	市として、専用スペースを要する一般型、余剰スペース活用型等の指定は行いません。事業者で検討の上、提案書に記載をお願いします。
11	5(3)イ	駐車場の台数に決まりはあるか。	市として駐車場台数は設定していません。
12	その他	施設整備にあたり、活用できる補助金はあるか。 ある場合、補助金額、対象法人、対象項目に縛りはあるか。 既存である造作の撤去も補助金対象になるか。	市の予算措置を前提に、国の「保育対策総合支援事業費補助金」に基づく補助金を交付する予定です。 「既存である造作の撤去」に要する経費が対象経費に含まれるか否かについては、補助金活用時に具体的な事例として国に照会しますので、現時点では回答を差し控えます。 なお、補助金を活用する場合は本市の「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」に則り、施設整備等を行ってください。

◆補足事項

本市では、今後10年の待機児童対策等として本事業を位置付けております。利用児童が減少した施設については、事業からの撤退を協議させていただくことがありますのでご承知おきください。
(※本内容を募集要項に追記いたします。)